

アメリカ對外政策の歴史的性格

—世界新機構まで—

柳 父 徳 太 郎

一 米國外政における三關連——消極的段階

一 「米國において對外政策が一般の注意をひくようになったのは最近三十年のことである。今日アメリカ外交はようやく積極性をもち、その形式も協力的・約定的 cooperative, contractual で國際機構に對する擁護の急先鋒となつてきたけれども、國初の約百五十年間、一九二〇年代まではそれはヨリ不安定で消極的であり、方式としても一方的乃至論争的・宣言的な形 controversial, declaratory, unilateral in form であつた」。

嚴密にいえば、建國當時の國際的地位は、一步あやまれば歐洲の紛亂にまきこまれる危険をはらみ、指導者たちもその對外交渉に鍊達してゐた。Washington (1789—97) より Jackson (1829—1837) といたる七代の外交はこの點から評價せられる。²⁾「チャクソン以後歐洲問題は國民にとつて遠隔のこととなり、米國の安全はその孤立によりたもたれるとの一般的意識におもむいた。外交政策の決定は少數指導者とくに執行部にゆだねられて、本來米國人の傾向は狡猾な外國人との外交のごときに適しない」との心理が一般化した。「Van Buren (1837—41) 及び McKinley

(1897—1901) にいたる五十年間は一貫して對外政策は消極的・靜的³⁾であつた(サムナー・ウェルズ)。だから「過去五十年ちかく米國は一定の・一般に承認せられた外交政策をもたなかつた」とゆう反省も近來なされてきた。

以上のような表現は米國外交の最近の自覺段階をしめすにはかならずであるが、一般に米國對外政策はどのよう
に性格づけられるであろうか。ここでは便宜「一と多・同質と異質・理想と現實」とゆうような原理的契機の米國的
實踐の問題としてこれをながめたい。かような三通りの線が米國外交をつらぬき發展の論理をもつてきた。たとえば
かような諸契機をめぐりキャピタリズム—ナシヨナリズム—デモクラシー—ソシアリズム—インタナシヨナリズム
とゆうような體制が、漸次主觀的にあるいは超主觀的に形成綜合化されてゆくとゆうふうに考へうるであろう。

米國初以來の主關心は國內建設とその發展とゆうことにむけられ、對外關係の「多」はこの國內發展たる「一」に
隨伴するかぎりにおいていわば自然主義的・受動的に處理せられた趣がある。この段階を米國民の外交における客觀
主義的様相とみたい。この傾向はふるくワシントンの告別演説から、ちかくニュー・デール初期のF・ローズヴェル
トの立場にいたるまで基調的であつた⁴⁾。アメリカ社會とその利益を第一義とし、この認識のうえにできた國內的「一」
に比し國際政策は「附隨的・補充的・第二次的・偶然的⁵⁾多」とせられた。その一類型が「孤立主義・保護貿易主義・
モンロウ主義」である。後者の一八二三年の諸原則、たとえば異質面としての歐州からのアメリカの離隔や不植民、
同質ゆえの相互的不干渉乃至交換條件的自由尊重とゆうような主張は、孤立主義の對外的政治隔絶・非同盟・中立等
の原則と照應し、その根柢に先覺者に意識された米國流の自由主義・個人主義・功利主義的理想—現實關連がある。
それはその後、いわゆる Polk Corollary, Lodge Resolution, Roosevelt Corollary 等々種々現實的契機を加え

たが、モンロウ主義の定義・解釋・適用は一方的に米國の任ずべきものとして、みづから國際法原則たるの要請を回避してきた。これを國際法としての妥當により利しないかわりにマルティラチルな外國側よりする法的限定にゆだねぬ用意とみる説もあるように、モンロウ主義も自己保存權 right of self-preservation の動機に觸發せられた米國民の個人主義的傾向の、對外政策面における發現とみられる理由がある。

かような段階のアメリカ對外政策の論理はそのナシヨナリズム確立と關係している。米國の對外的態度はティア・フィルムア時代に極東に對し積極化した⁸⁾が、南北戦争はふたたび國內統一の急に國民をとらえ、爾後産業革命の進行、貴族的農業經濟の止揚とともに、資本主義の基礎にたつナシヨナリズムが成熟した。孤立主義の思想動機は、この經濟的繁榮の國民的浸透を反映した對外的⁹⁾一者としてのナシヨナリズムにさゝえられているのである。それらはひとしく、アメリカの自律に對する外部の不干渉・外部に對する自國の不介入とゆう自由思想とともに、ゑらばれたるアメリカ國民の天恵・繁榮への信頼が基盤となつて、建國以來のカルヴィニズムやアリストクラチックな選民思想的世俗秩序を感じさせるものがある。孤立主義・モンロウ主義は、米國民のかような個人主義的基調にたつたナシヨナリズムの對外對米州體制である點で、「大陸個人主義」とでも形容すべき特質に出發し今日の新段階にいたつた。

二 同質—異質關連の典型的表象としてはピアード博士の指摘する「ジェファートンとハミルトン」をおもいあわせることが便利である。初期においては對外政策といつてもその主な對象はもちろん隣境せる北米大陸であるが Jeffersonianism は領土擴大についてはアメリカ農民の手で開拓できる隣接の未開地域のみを考へた。同化しにくい異民族の遠隔地域を併合することは異質性を増大しその負擔を加えたとみた。貿易についてもその農業維持が根本で

あり、外交は有利な農産物市場をひらき交換されるべき工業品を低關稅をもつてひかえることが主眼である。これに對し Hamiltonianism は、遠隔地域の獲得はその商業擴張に資するが、近接地域の併合はヨリ多く農業利益の商業壓迫になると考へた。貿易もこの商工業伸長の線に統制すべきものとなした。政府や海軍はこの輸出入をまゐるに積極的たるべく、工業發展のため貿易や資本輸出は擴大すべきだとゆう立前である。この二主義は徹底的には實現はせられなかつたが、ながく一は農村の原理として民主黨に、他は工業的見解として共和黨にあらわれてきた。⁹⁾

農業革命がすゝみ、商工交通部面の革命的發展がなされ（一八六〇—一九〇年）工業化も全國的にゆきわたると、民主黨も都市の利益を代表するようになり、かつては異質的であつたその政策もいちどるしく共和黨に接近するところあつた。邊境開拓は十九世紀末までつゞいたがようやく獨占の形成・ビッグビジネスの擡頭となると共和黨への同質化の勢はむしる近來米國政治の支配的傾向にさへなつた。¹⁰⁾そこに資本主義の躍進はハミルトニアンの傳統を本格的な對外發展にみちびいた。リンコルン以後民主黨はクリーヴランドと兩次大戦期のほかは在野勢力たる形を通常としたが、一九三〇年代にいたつては兩黨の區別は判然としなくなつた。沿革的また論理的には共和黨に孤立的傾向がより濃く、對外協力乃至自由政策はヨリ民主黨に代表せられたがそれも黨内諸派の動向と議會外の分子を通して交錯している。貿易關稅政策に關して、共和黨の高率保護主義と民主黨の低率自由主義とが歴史的にもつとも對照的であつた。別表は便宜的に對照をこころみたのであるが、この分野では兩黨は對照と政策的に對立している。しかし近來は兩黨の對立は理論的政策的よりも、ヨリ政黨地盤の傳統 Party Tradition と黨指導者乃至大統領候補者の個人的要素によつて、異質化されている傾向がある。（メリアム教授によれば、¹¹⁾一七九六—一九〇〇年間の卅二選舉中十六選舉のみが明

別 表

關 稅 法	實 施 年 數	通 稱	從價換 算平均	引上・下	政府	輸入年平均額 (弗)	
7-4	1789	1	約 8 %			23,000,000	
8-10	1790	2				30,350,000	
5-2	1792	2				32,850,000	
6-7	1794	18				84,641,000	
7-1	1812	4				73,779,000	
4-27	1816	8	ハミルトン關稅	20 %	引上	共	85,754,000
5-22	1824	4		37 %	引上	共	87,327,000
5-19	1828	4	暗黒關稅	49 %	引上	共	79,897,000
7-14	1832	1		34 %	引下	民	108,118,000
3-2	1833	9	妥協關稅	30 %	引下	民	135,380,000
8-30	1842	4		34 %	引上	共	87,082,000
7-30	1846	11	ウオーカー關稅	26 %	引下	民	212,402,000
3-3	1857	4		20 %	引下	民	292,610,000
3-2	1861	1	モリル關稅	37 %	引上	共	178,330,000
7-14	1862	2		37 %	引上	共	263,244,000
6-30	1864	6		47 %	引上	共	362,813,000
7-14	1870	2		39 %	引下	共	525,179,000
6-6	1872	11		43 %	引上	共	566,844,000
3-3	1883	7		45 %	上・下	共	679,751,000
10-1	1890	4	マツキンレー關稅	49 %	引上	共	778,155,000
8-27	1894	3	ウイリントンゴーマン關稅	41 %	引下	民	760,053,000
7-24	1897	12	デングレー關稅	47 %	引上	共	998,429,000
8-5	1909	4	ペインオルドリツチ關稅	40 %	引下	共	1,620,616,000
10-3	1913	9	アンドラウド・サイモンズ關稅	27 %	引下	民	3,031,005,000
7-22	1922	8	フオドナー・マクカンパー關稅	39 %	引上	共	3,974,495,000
6-18	1930	14	ホーレー・スムート關稅	* 59 %	引上	共	2,453,420,000

(註) World Almanac, 1946, p 641 および Statistical

Abstract of U. S. 1939 關係表より作成

* 1932 年

瞭な政黨的政策問題でさまじり、十選舉は個人的要素、三選舉は政黨の傳統と個人的要素、三選舉は南北戰爭後の變則的事情でさまじつたのであつた。

かようにアメリカ外政への内面的異質的要素の支配を考えれば、その様相は單純でない。

たとえば史家にしたがつて、アメリカ社會の基本的構成要素をかえりみれば、まづ建國以前からの植民者と英本國における地主商工層等の支配層とゆう對立からはじまつて、獨立革命以來今日までくりかえしてあらわれた中央對地方——東部對西部とゆう異質的構造がみられる。かような構成的様相は歴史的表现にはちがいがあつても、基本的な米國の社會史的原型の展開なのである。たとえば建國直後におけるフェデラリストとその反對者の對立¹²⁾もこの原型の一表現であり、前述の對外原理上のハミルトニアンとゼファーンニアンの主張も同様の線において解しえられる。西部の登場とともにこのキャンプは東北部商工業とゆう中心に對する農業的西部および南部とゆう構造になつた。この場合も正確には、奴隸經濟的貴族政治の南部と自由農民の西部とにわかれた異質的様相が、南北戰爭において一國家體系に統一せられた推移である。すなわち東北部商工業と西部農民層は思想的立場からも結合し、南部大農層にあつたのである。リンカーン以後東北部資本主義勢力は、産業革命期の大飛躍をへて確立し、これに對し労働者および西部的農民の層が明確な社會的構成となり、今日の社會を基礎づけている¹³⁾。

このほかその作用影響の次元はおなじくないが、人種民族宗教等の基本的な重要契機がまたはたらいてくる。その交錯克服も米國的同質—異質關連の問題で詳細はこゝにふれないが、たとえば一八九〇年頃からの入國者により米國民の地理的分布と層のうえに顯著な同化上の問題が激化し、それはカトリック的勢力やユダヤ的要素や新教の文明主

義や傳道精神や國粹主義などの諸要因とからんで、現實政策への具體的な影響をなして行くのである。¹⁵⁾

つぎに對外的異質の問題については孤立Ⅱ門戸開放主義から弗外交Ⅱ不承認主義をへて國際 New Deal Ⅱ世界民主主義に到達した(後述)が、その方法は大體において米國的ブル、ラ、リズムによる「異質調和」の線である。

三 さらに連想をさせられるのは、その現實—理想の契機である。この場合基本的な契機は、その物質的經濟的利益對理論的道德的義務のそれである。前者があらゆるアメリカ外政の基調にあり、その帝國主義的政策に頂點をみいだす現實主義・功利主義の契機だとすれば、後者はのちにふれるスチムソン・ドクトリンや本和政策に頂點をみいだす純理主義・理想主義として、ひとしくその指導的契機になつてゐる。通常拋棄せられやすい理想的乃至道德的觀點が有力な契機であり、しばしばそこからラヂカルな政策面があらわれてむしろ傳教的・浪漫的な道德的要請をふくんでゐる。この場合もかならずしも現實的功利的要求と理想的道德的主張とをつねに十分統一的に綜合する要求にたつとはみえぬ。この様相をサムナー・ウェルスはそのニュー・デイラー的思惟において「啓蒙せられたる利己」¹⁶⁾ enlightened selfishness と表現したが、なんらか「目的の兩様性 Dualism」としてかような兩面が相まつはりある、政策としての全體關連をなしているとうゆべきである。近來の傾向としては主權尊重・領土保全・内政不干涉・武力行動排除・國際協調などの立場がたえず前景にあらわれて UN の理想—現實方式となつてゐる。¹⁷⁾

この事情はさらによりひろく、アメリカ文明の諸方面に相通するブル、ラ、リズムでもある。それをいかに理論的に要約するかはともかく、構造的には一種の異質結合乃至多元調和ともゆうべき動的關連であつて、その調和の歴史的程度によつて、あるいは競合的Ⅱ中間的乃至矛盾的Ⅱ相互牽制的にあらわれ、あるいはより綜合的Ⅱ調整的乃至含蓄

的・中種のたゞらむれる消息であるを解釋せよ。これを多様統一 Einheit der Mannigfaltigkeit と云ふべし。なおその質的統一は完成してみえぬ。むしろその全體關連は動的・實踐的であつて、結果としてみいだされるいわば「統一なき統一」ともみられよう。比較的最近（ニュー・デール以後）におよんでやゝ主觀的・自覺的な努力があらわれ、ちよゝのような多元的要素の相互調整・統一綜合への盡力がいぢるしくみられる。

- 註 (1) J. B. Dickey, "Our Treaty Procedure versus Our Foreign Policy," Foreign Affairs, Apr., 1947.
 (2) Sumner Wells, The Time for Decision, 1944, (ch. XI The Part We must play).
 (3) W. Lippmann, The U. S. Foreign Policy, Shield of The Republic, 1943, p. 3.
 (4) C. A. Beard, The Idea of National Interest, p. 1934. (p. p. 534—41.)
 (5) 一般に對外政策と國內問題の相關性は現代諸國共通の關連であるが米國の場合は、その國際的地位の歴史的地理的特性が有利なため、國民的利益を第一次となしうる意味に於いて、外政に對する國內的要素の優位をしめすのである。
 (6) J. Reuben Clark, Memorandum on The Monroe Doctrine, Depart. of State, 1928 の諸項目、立作太郎「米國外交上の諸主義」第三章參照。
 (7) A. Mahan, The Interest of America in International Conditions, 1910, pp. 181—2. 立前掲書五六頁以下、松本正壽「米州廣域國際法の基礎理念」第一章。
 (8) H. C. Hockett, Political and Social History of the U. S. 1492—1828, 1925, chap. XVIII. XIX.
 (9) Beard, Ibid., pp. 549.
 (10) 南北戦争以後共和黨出身の大統領は、一八六一—一八五、一八八九—一九三、一八九七—一九一三、一九二一—一九三三年の十四代・五十六年餘、民主黨は爾餘の三代・十六年（F・ローズヴェルトを加えて三代・廿八年）の割となる。

- (11) C. E. Merriam, *The American Party System*, 1923, pp. 202—16. 參照。
- (12) Hockett, *Ibid.*, ch. XIII, esp. pp. 264—70; Farrand, *The Development of the U. S.*, 1913, IV; 高木八尺「米國政治史序説」第四章(四〇五頁以下)參照。
- (13) C. A. & M. R. Beard, *The Rise of the American Civilization*, 1927.
- (14) Corrado Gini, *Europa und Amerika: Zwei Welten*. *Weltwirtschaftliches Archiv*, Juli 1940, S. 2 ff.; A. Siegfried, *America Comes of Age* (Tr. by H. H. & D. Hemming), 1927, ch. 1. (本邦譯者「章」); U. S. Dept. of Commerce, *Statistical Abstract of the U. S.*, 1939, No. 13—22 參照。東北部に密集するカトリック的分子は、過去の北歐メン・サクソン系と對照的となつた。一八八〇年の人口五〇、二六二、三八二人中、外國生六、六七九、九四三(内南歐生五八、二六五)に比し、一九三〇年のそれは總人口一、二三、〇九一、〇〇〇人中、外國生一四、二〇四、一四九(内南歐生二、一〇六、二九五)で最大の増加率一〇・二%をしめす。内東洋人は二〇七、六三〇から二七五、六六五に増、黒人は一九三〇年計一、八九一、一四三である。
- (15) たとえば中國やトルコ政策と新教教會、スペイン内亂に對する政策とカトリック分子、帝政ロシアに對する政策とメキシカ教徒、とゆつゝより、それらの分子への政策上の考慮やその自發的影響が顯著な例である。H. J. Laski, *American Presidency*, 1946, IV, p. 182.
- (16) S. Wells, *Ibid.*, p. 401.
- (17) 高木八尺「米國國民性とその外交政策の基調」二七、二九頁、同氏「現代米國の研究」一六頁。」

二 米國ナショナルリズムの對外政策—積極的段階

アメリカの對外政策の歴史的な性格

四 米國が消極的對外思想からヨリ主觀的、自覺的の段階にちかづいた端緒は一八九八年の米西戰爭期にもとめることができる。それはまづいわゆる弗外交にはじまる對外的進出のコースである。その第一段の發現は、中南米においてである。中南米側には汎米主義運動があり、當初米國は積極的にこれをむかえていなかつたのであるが、この段階におよんで汎米運動の中心を自國にうつし(一八八九年)、爾來「大棍棒主義」"big stick" policy におもむいた。この間におけるローズヴェルト・ロッチ等の活動は米國史上再度の Manifest Destiny 思想の「帝國主義」的發現となる。この弗帝國主義的コースは史家の表現をもつてすれば「穩和にしてながつきせず、恩惠的 mild, short-lived benevolent」であり、「自己防衛的な最小限」なるものであつて、典型的侵略擄取でなかつた。この自己「矛盾的」むしろ自己飽滿的 self-content な「多元異質的現實的」傾向は、やがて米州においては「善隣政策」、東洋においても「獨立尊重政策」の方式におもむいた。

第二の方向は「門戶開放・機會均等・領土保全」の主張となつた。この立場も列強とひとしく後進地域への現實主義的關心關與を含蓄しながら、いわば國際的人格の相互容認・多元的均霑・異質協調たる國際民主的契機を標榜する。すくなくともラチモア氏のゆうように、米國は中國における列國の自由競争をのぞんだのであつて、一般的な帝國主義の枠のなかでうごきながら、中國を特權的植民地として分割することは希望せず、結果として帝國主義を緩和乃至中和牽制した。³⁾ 三通りの原理に含蓄的關連をもちつゝ、そのいづれにおいても徹底化すところまでゆかず、全體として中間的・自然的な一種の綜合に歸する類である。このような傾向はフィリッピン政策についても相通するおもむきがある。この場合にも、帝國主義的契機と、本國中心主義のゆるに獨立をゆるさんとする民主的契機とを、十分統

一的に解決してはいない。その獨立論はアメリカ農業や油脂等の産業部門やA・F・L等にあらわれたゼファーンニアン型の傳統であり、その保持論者は商工業層に具體化されたハミルトニアンの傳統として、米國經濟の對外的異質關係がそこに印象せられる。かくしてこの時期における米國の對外政策はT. Roosevelt, H. C. Lodge, J. Hay, A. Mahan等の少數指導者の思想の展開であつて、なお全面的に主觀的自覺に達したナシ・ナリズムにうらづけられたとはおもわれないのである。——かくて、國民的利益第一主義とゆう主觀的ナシ・ナリズムをめぐつて、米國外政は三重の濃淡をしめした。(一)實力上もつともちかき西半球にモンロウ主義の支配および優越、(二)つぎに太平洋に門戶開放主義の均霑および協調、(三)力もつともおよばざりし歐洲に獨立主義の相互的不干渉。そうしてそれはアメリカ對外政策思惟の歴史的發展を反映する空間的方式でもある。ナシ・ナリズムの主觀的形成を中核にその對外的發現として(一)(三)はビードのいわゆる「大陸アメリカ主義」(Continental Americanism)乃至大陸個人主義的埒内の新方式、(二)も國際民主主義の色彩を呈する消極的傾向をまじえ、全體として、上記三關連に對するアメリカ外交の前期的特色をたたえているといいたのである。

五 史上米國民が成人期にはいつたのは過去五十年であり、思想的にその主觀主義的自律に達した事實が、たとえばプラグマチズムの自覺であり、これに並行して社會的にはいわゆるプログレッシヴィズムの登場であるといわれる⁶⁾。實用主義はかれらの理想主義を含蓄する米國思想の自立であるが、これと傾向をおなじくしたプログレッシヴィズムは資本主義社會の革新にすぎない。ここにアメリカ・デモクラシーはナシ・ナリズムと結合した主觀的様相を呈したのであるが、一方對外政策上にも國民の關心を開眼した。たとえばT・ローズヴェルトにより Democratic Progress

の道として「New Nationalism」が意識せられ、第一次大戦期にかけてウォルソンの「New Freedom」が十四箇條におけるインスピレーションと結合し、それは世界的外延をもつて成熟して行く。「かれらは米國が世界的強國であることを感ずるにいたつた。これは今までになかつた感じである」。かくてかれらの民主的政治思想の成長として、近代的形成におもむいたナシヨナリズムが、インターナシヨナリズムと並列し主體性をむかへるにいたつたこの時期において、米國民の政治思想は、主觀主義段階への成熟にいたつたものと解したのである。

そのあらわれは種々であつた。(一) 孤立主義的契機はその「中立政策・ワシントン體制」に、(二) 門戶開放主義のそれは廿一個條問題に關連して「不承認政策」に、(三) モンロウ主義的契機は「米州協同政策・汎米主義」に展開したが、その第一段のコースである。

(1) まづ米州におけるモンロウ主義の線は、カリビヤ海における「パラマウント・インテレスト」論から、フリーター、F・ローズヴェルト等の政策をへて「汎米機構」の方向にすんだ。それは弗借款其他の積極政策を通じて戦後不況の克服にのぞみ、第二次大戦期におよんで「西半球協同主義」におもむいた。これらの米州體制はなんらか一方に地域主義的特殊體制の要請を含蓄する多元的異質結合の方式であつたのであるが、他方においてその經濟的民族的遠心性や帝國主義・地域主義的觀點への批判がその理想—現實關連に影響をあたえた。

(2) また東洋政策についても上述の「不承認主義」Non-Recognition Doctrine を中心に積極的段階(一九三七年十月六日聲明)が展開した。それはブライアン國務長官(一九一五年五月)以來の發展で、その理想主義的側面はゆるまでもなく條約の尊重・武力行使の否定をよむ純理的主張である。しかしまたスチムソン宣言のラヂカリズムにつ

いては、言論・學界にも經濟分野にも贊否兩陣營の異質的特色があらわれた。¹²⁾一多關連の方式としての法理論的、離隔と門戸開放原則のもとに米國權益の確保とゆう現實主義的契機が含蓄されていたのである。あるいは一九一七・二一・二四年「移民制限政策」のごときも米國民の成熟意識の對外的反發として、¹³⁾ふたたび選民觀的孤立主義のかような構成的特性を主觀的にあらわしている。

さらに門戸開放主義の線は教育・技術・資本等を媒介として米國民民主主義と革命中國とのなほどかの同質化的結合を展開し、後述の「後期ニュー・ディール」の線となり、今次戰爭の段階となつた。その「對華援助政策」も日本に對する不承認主義の反面としてラヂカルであつたが、このニュー・ディールの一多方式も政策契機としては、この理想主義の反面に、依然中國に對する政治經濟軍事的顧慮がみられた。¹⁵⁾また中共に對する關心と國府に對する評價をめぐつて、最新段階にいたる對華政策の動的含蓄は、さらにかの構成的特色を示唆するものがある。其他アジア諸地方への政策にいたつては、領土保全・獨立民族主義認容・經濟開發をかゝげなんらか既述國際民主的方式である。¹⁷⁾

(3) 米國の對歐政策については、ウィルソンの「インスピレーション」が、今次大戰に匹敵する飛躍であつたのであるが、しかも「道徳的確信をもつて壯大にこれに應じた米國民」が、戦後經驗したところは、この自覺のはなはだしき反動であつた。そこでは「國際連盟は惡魔の化身となつた。」¹⁸⁾國際連盟不参加の経緯はまた、民主黨執政末期においてあらわれた米國政治の上述の構造的特色的例である。一九二一―二年「ワシントン體制」の方式をもつてそれは止揚せられ、アメリカ理想主義の典型たる「平和政策・國際協調政策」として綜合せられた。これは傳統的孤立主義や歐州的勢力均衡主義に對照するならば、歴史的にあたらしい國際原理を形成したものである。それはかの米國

の理想主義的契機を集團的體制とゆう國際民主的方式においてもつとも前景におじだした場合であつた。

一方連盟主義を拒否した孤立主義的傾向は戦債賠償問題を俟つて底流化し、一九三五・三七・三九年の「中立法」に展開した。しかしこの段階における中立主義は孤立主義に立脚しながら漸次國際協力主義の分子をむかえ、その平和主義は後期においては實質上國際協調政策でもあつた。なお「海洋自由主義」も内容的に中立政策と重疊してあつた。かわれて米國外交の確信的傳統となつた。それらはいづれも上述三関連の新方式であつた。

以上のようにモノロウ主義（米州）——門戸開放主義（東洋）——孤立主義（歐州）の段階より、汎米體制——不承認體制——華府體制（中立主義）の三重構造が展開したのは、米國國際政策形成の主觀主義化をあらわすであらう。現實の経過はもちろんかように圖式的でなかつたが、（一）第一次大戰の世界秩序の動搖に對し、國力充實期のアメリカが、聯合國援助・參戰・戦後回復の積極政策に發散した面と、（二）ウィンソン外政への反動としての孤立主義に收斂した面と、（三）歐州に回避しただけカウンタア・ベネトレイションを東洋・米州に集中した面とが、時間的には錯雜雁行した。空間的にはそれは力のポテンツの系列として順に汎米主義——不承認主義——協調主義に象徴せられるであらう。

國內的には、前大戰後の國際主義よりの退場は戦債・出超・金流入問題を困難化し、フーヴァー・モラトリアムも奏效せず、世界恐慌の波はニュー・ディールの處置をまねいた。その米州東洋に對する積極政策は、この間における歐州よりの退場の反面であつた。とくに東洋をバック・ドアとして倍加的エネルギー redoubled energy¹⁹⁾ をそへたことにより、アメリカは世界政局につながりをもつた。この段階の米國對外政策は、反動的な孤立主義の復歸（一九

二〇から約廿五年)と、局地的な極東政策が前景にあらわれてみえるが、米国外政全體としてはそこに世界政策としての含蓄と通路を主眼化してゐたのである。

註 (一) F. Luckwaldt, Der Aufstieg der V. S. zur Welt-macht, 1935. (村田謙「トキョウ外交政策史」第八、十章參照。

(二) S. F. Bemis, The Latin American Policy of the U. S., 1943, Preface; S. Wells, Ibid., p. 393 參照。

(三) A. W. Griswold, The Far Eastern Policy of the U. S., 1938, II. Writing the Open Door Notes, Appendix (pp. 475) 既に開放政策の實質的効果は Chinese Imperial Maritime Customs Service のマヤペーヴがいた英國人 A. H. Hippisley のあひたることだつた経緯(マリスカキーン、六三頁以下)とあらはなれはつて、米國が支那分割より畏

奉制したのは、米國の對支進出の將來を考慮した英國の帝國主義になかなかつたことば、注目しつゝあること。

(四) コローと前田謙參照、なほマリスカキーンと前田謙三二頁參照。

(五) C. A. Beard, A Foreign Policy for America, 1940, II. "Continental Americanism."

(六) 高木氏「現代米國の研究」二一六、二二頁參。

(七) C. E. Merriam, The American Political Ideas, 1926, pp. 385—6, 236; E. C. Kirkland, A History of American Economic Life, pp. 640, "The New Freedom".

(八) H. J. Laski, Ibid., pp. 182—3. (國史叢 二二頁以下)

(九) H. Trueblood, Progress of Pan American Co-operation, Foreign Policy Report, Feb., 14, 1940; S. G. Inman, The Pan American System, International Conciliation No. 369; Bemis Ibid., XI—XIV; A. J. Toyahbee, Survey of International Affairs, 1936, pp. 804—37. 參照。

(9) R. Showman & D. S. Judson, *The Monroe Doctrine and the Growth of Western Hemisphere Solidarity*, 1941, V.; S. Jones & P. Myers, *Documents on American Foreign Relations 1938-9*, pp. 44-5, 55-58.

(10) C. H. Haring, *South America Looks at The U. S.*, 1928. (esp. Ch. VI. "the Monroe D. and Pan-Am.") 著者は最近の傾向を示して、H. Herring, *America and The Americas*, 1944, (II. "A Forecast") では南米大陸を中心として、5 ナム・パシフィックの共同のなかで、ついに統一の米國に對する一つの特殊な感じがして、その困難を克服するの途徑として、その目的は、その米米の強固な親善として、その E. Staley, "The Myth of the Continent," *Foreign Aff.*, Apr. 1941, pp. 481-94; "Der Amerikanische Kontinent als wirtschaftliche Einheit," *Der Vierjahresplan*, Jan. 1941; 國際關係協會「米國の太平洋政策」三十三頁; H. J. Mackinder, *Democratic Ideals and Reality*, 1919, ch. III. *The Seaman's Point of View*, p. 87-92 参照。

(11) Quincy Wright, *The Existing Legal Situation as it relates to the Conflict in the Far East*, 1939. (esp. p. 106) & H. Lauterpacht 著の *Legal Theory*、ホーン & E. M. Borchard 著の *International Law of the Americas* 等の文章の中の議論を参照して、その米米の政策自身が當初的權衡の目的を親善に置かねばならぬという、不干渉の原則をきかぬ (T. A. Bisson, *American Policy in the Far East*, 1931-1940, p. 272) 國際關係協會が参加の手続として、その強固な由來を認識することを (Grissold, *Ibid.*, p. 418)。

(12) A. Siegfried, *Ibid.*, ch. 8 (本上巻一六九頁)。

(13) 英修道「米國の支那及び比島に於ける權益」(前出「米國の太平洋政策」三八四—四一三頁) はそれらの資料の概観である。

(14) R. Kramer (ed.), *Our Foreign Commerce in Peace and War*, *The Annals of The Am. Ac.*, Sept. 1940, pp. 95-138. その中の一表を参照。

- (91) M. S. Stewart, "China," *America and the new World* (Ohio Wesleyan Univ.), 1945, pp. 69—88.
- (92) T. A. Bisson, *America's Far Eastern Policy*, 1944, pp. 146; R. A. Smith, "Southeast Asia," (*Ohio Wesleyan Un., Ibid.*)
- (81) S. Welles, *Ibid.*, pp. 393—6.
- (93) W. Griswold, *Ibid.*, p. 269; A. Mahan, *Ibid.*, p. 178—185. 以下は門戸解放主義はモンロー主義とひとしく西歐諸國の承受したもの、東洋と西歐との接觸の一般政策の方式とみられる。

三 ニュー・ディールの對外政策—世界政策への啓蒙

六 ニュー・ディール政策の構成的特色は、F・ローズヴェルトの「米國內に存する各分子、各地方の相互關係とゆうことをあくまで強調する」基礎觀念から出發する。政治的構成としてはいままでの農業層の傳統的な要求と、商工層の資本主義的な要求に對し、あらたに勤勞層の要求を加えて三者間の調節保障をはかる異質的綜合の立場にうつつたのである。その構造のあたらしさは、不況期の實質所得減退を、いわゆる「スパンディング政策」——財政支出を「誘い水」とする生産手段擴張助成や、公共事業による有效需要の確保や、關係産業部門の負擔による補助等により安定保障し、分配乃至生産の調整・計畫化をはかつた點にあるといつてよい。¹⁾ 民主主義の埒内において、創意と自由競争の前提をみとめながら、アメリカ的な「調整と計畫」Coordination and planning のパターンをなんらかそこに提供せんとしたのである。ニュー・ディールはそこにプログレッシヴィズムの國家統制思想と社會主義の計畫統

制論とを総合的に把握せんとした進歩的要求を、政治思惟とした。それはT・ローズヴェルトとウイルソンのインスピレーション²⁾をうけ、世界恐慌の深刻な経験をへたデモクラチック・ナショナリズムの政治主観が、前大戦期における産業統制の訓練を媒介として社会主義的ブランニングの契機をとりいれた段階である。いわばアメリカ的なソール・ナショナリズムの段階におもむいたのだ。

十二年間国内安定に主力をむけた共和黨のあとをうけた民主黨の主流も、初期はやはり国内問題に力點をおく少數ながら支配勢力たる一派によつてしめられた。しかし世界恐慌が米國經濟を攻圍し、國際緊張が戰略的段階に達するとともに、いわゆる東部民主黨員 Eastern Democrats や農民代表派が擡頭しニュー・ディールの對外政策がもたらされてきた。かれらの一方は商業金融勢力との關連から貿易や資本移動による不況克服を、他のグループは農民的に關稅引下による貿易増進を考へ、あるいはデモクラシイ防衛の急務から軍需部門の降昌と對外積極策を豫想する。

ニュー・ディールのこのような對外政策の現實形態が、十分明確單純な方式をとりえないことも當然で初期と末期においては發展變化がある。その立場は初期においても本質的には中間的であつて、單なる孤立派でも國際主義派でもない。ローズヴェルトの第一期は、なによりも國內問題の解決に集中して對外政策は附隨的だつた。その後、ニュー・ディールの方式としての對外政策は、かならずしも單純な表現をとつていない。それはひとつには、十分有形的結果にまで到達しない交渉や努力の面において政策がすゝめられた點に關係があり沿革的には上述のような國內的理由にもとづいている。しかし世界秩序の構造からすればそれは當然國際的關連をもつてゐる。(一) 勤勞層救済や産業平和をもめれば必然に世界各國に同様のセキユリテイが必要で(理想—現實關連)各國にニュー・ディールの

立直しを並行的に前提するところからアメリカ自身各國の國內關係につよい關心をいだいてきた。(二) 國內的調整・指導の論理は、おのづから對外的指導・調整のサイコロジをもうみ(異質・同質關連)(三) また通商・借款等協調援助の面から(一)多關連) 世界政策の論理にも發展するおもむきがあつた。

N R A は、軍需工業動員に合流して對外的意味をもち、A A A も、輸出上の基本的利害より對外關係をもち、技術的方式としての互惠通商協定法とともに、ニュー・ディールの對外的關連は、ローズヴェルトの世界政策意識と結合した。そうして産業と勤勞層の均衡兩立をもとめねばならぬ綜合的要求としては(一) 前述のソーシャル・ナショナル・リスタックなデモクラシイの政治理想がキャピタリズムの復歸とともに國際的體系による解決を豫想したのである。

(三) そこにニュー・ディールの國民主義はインターナショナル・ナリズムの多元にまで主體化す過程となつた。その方向ははじめの Bilateral Treaty をむすび原則を規定するだけでは十分でなく(二) 各國における「不安の原因」を除去調整すべく一歩すすんで各國に對する支持接近を考へる、とゆう同質化的要求を含蓄するにいたつた。

しかし上述のような發生的事情からもこの意圖は十分に實現されなかつた。各國に對するニュー・ディールを希望する干渉主義の要素がそこに強化したが、それはみぎの問題の原因解決にさかのぼらんとする理論主義にいでるので、その實際方式は單純なる帝國主義でもなく、會議的集合主義でもない。資本の要求をもむかえ干渉主義的積極構想をもつ點、帝國主義的契機を囑せられるけれども、各國にニュー・ディールを本格的に要求する立場にまではなつていぬ。と同時に、世界の社會化的動向への米國の解答として革新的進歩的契機を國際的に體系化さんとする新方向まで、アメリカ的傳統をゆけどしてき、いわば調整的・綜合的方式のおもむきがある。

七 實際上ニュー・デイル對外政策のかような論理は(一) 一方では資本の要請と合致する方向、たとえば單純なる門戶開放主義からすゝんで東洋に對する積極的意圖ともなり、また後述のごとく臨戰・參戰段階の連合國援助、したがつて産業界との協力ともなつたが、(二) 他方では民生保障の方向は、國際的に延長すれば中國・印度・南洋・東南歐等後進地域人民の厚生尊重ともなり、したがつて「英帝國等既存植民制への批判」や「帝國主義に對する自己反省」となり、また「個人の恐怖缺乏よりの自由」保障のための軍縮や國際間の經濟的協力や互惠通商體制の準備などに展開していつた。それらはやはり米國對外政策のあの特色をしめしている。その立法面をみれば「通商協定法」や「中立法」や NIRA や諸種の對外金融關係等經濟的な立法である。その經濟的行動そのものも米國外政の構成的特色をあらわしている。

(1) たとえば對外金融に關してはローズヴェルト就任以來、證券取締法・金準備法(爲善安定資金)・輸出入銀行(以上一九三四年)をはじめ、種々の對外借款の運営は、一面多元論的異質結合としての資本の對外活動に關する政府の諸統制であり、また對ソ政策對樞軸政策にふくまれた經濟的現實的布石でもあつた。

(2) 中立法(一九三五・三七・三九年)についても特色がある。外面的にはその「規定と實際的適用がちがつた立場」にみえ、内容的にみれば、動機としての孤立主義と事實としての國際主義が混合している。たとえば一九三四年チャゴ事件には連盟側に協力し、翌年エチオピア問題には連盟の經濟的制裁への積極的側壓となつた。一九三七年スペイン内亂には商議したのではないが事實上協同した。第二次大戰ではドイツの侵略制裁への協力たる効果を中立法に發揮させた。いづれも(一)「戰爭の防止・侵略の制裁」をば、米國單一の意思でおこなう孤立主義から出發した。

しかも、實行にあつては、國際協調政策にわたるものであつた。これは一方アメリカの「ワシントン會議——ロンドン軍縮會議」のながれたる國際主義の多元論を經過的に含蓄したもので、かように米國自身の國家的要求にすゝみなから行程的に「國際關係の組織化」の道をペーヴする方向をしめたことは、最近の國際機構形成の意圖につながる原始的形態として興味ふかい。(二)中立政策の平和主義にはまた現實的要素が並行した。ことに第二次大戰の現金自國船主義はニュー・デイル後期の積極的對外思惟の一表象とみられ、その「武器禁輸規定」の廢止は禁輸禁商原則から一轉して、「武器供給をさまたげざる」積極的戰爭防退へ飛躍した。むしろ現金自國船輸入による經濟的軍事の積極政策の面が注目されたのである。すなわち積極的な侵略制裁・戰爭防止・戰爭擴大阻止とゆう方式による實質的公平である。(三)それはやがてかくして交戰國群陣營の自然主義的異質化の契機をも加えてきたのである。

(3) 互惠通商協定法(一九三四年より四三年改訂まで)においても、ニュー・デイル的進歩性とともに、また米國外政の構成的特質があらわれている。そのプログラムは、(一)ホーレー・スミート法の禁止的高稅率の引下に率先し、すべて第三國に均霑せしめて障害原因の除去から世界經濟の異質的調和をはかる、とゆう理念にたつていた。半面、その交渉方式は一方的でなく、各國と個別的互惠的に條件の合致するかぎりコンセンションをあたえるいわば Reciprocal Individualism であり、その稅率引下も兩國主要貿易品に限定し、もつて第三國の均霑を最小限にとどめ、かつなお均霑實現の結果第三國品輸入激増等協定の目的を毀損する場合には協定を廢棄すべき權利を留保する¹⁰⁾ といわゆる安全條項 escape clause を用意している。かような現實的方法によつて米國貿易が互惠協定國から得たところは、協定前にくらべて、協定國への輸出増加六一% (非協定國へのそれは三八%にすぎぬ) であるに對し、協定國よ

りの輸入増加は三五%（非協定國のは三七%に上つた）にとどまつている事實、にあらわれている（一九四〇年五月まで）。

互惠協定の方式は國際的——多の難問をも處理せんとした米國的政策思惟の新段階で、「自由貿易論への統制的接近」¹¹⁾ A free trade under controlled conditions とゆう調整的思想として考えられる。すなわち「有力少數の國家的獨占の方向と、他方過重な保護主義にむかう國民生活の不均衡と、その兩者の中間をすゝみ」、¹²⁾ 國內的國際的異質の問題を調整し、通商回復と平和維持の理想條件に綜合せしめんとする米國對外政策である。

八 ニュー・ディールの實際對外政策は、初期においては前述のように附隨的で、一九三三年世界經濟會議・一九三四年ジョンソン法・一九三五年中立法・産業復興法の貿易政策への適用（安價輸入品の制限酒類輸入割當爲替許可制等）等に見られる消極的態度はその例であつた。ついで歐亞の紛議に對し「一九三七年七月十六日ハル聲明」¹³⁾ Fundamental Principle of International Policy があらわれた。その内容は「(一) 平和維持・紛争の平和的調整、(二) 國際協約の遵守・國際法の強化・其改訂の互助和的秩序化、(三) 内政不干涉・國家の權利義務の尊重實行、(四) 世界經濟安定・通商障除去と均等主義、(五) 軍備の必要の認識と相互的軍縮、(六) 系累的同盟協定への不介入・平和的實際的協調」とゆう主張に整理することができる。これは傳統的な孤立主義(三・六)に平和主義(一・五・六)法理主義(二・三)協調主義(一・二・五・六)を加えたほか、經濟通商の安定保障・均等とゆうニュー・ディールの原則(四)をかゝげたもので、國內諸分子の満足を得たが、すでに急進派にたかまりつゝあつた攻勢的傾向は十分にあらわしていない。(a) みぎの「經濟的安定保障促進の諸方策・通商障除去とその效果的なる機會均等をもとめ、各國が平等待遇主義を適用することを要請する」點が互惠通商政策の原則の進行を表明しているほか、(b) (一)

(二)(三)(四)(五)等に國際諸關係の現状改訂に對する調整的機動的用意を披瀝した點、(c)またスチュムソン主義の內面的基礎(二・三—國家の權利義務の尊重實行)づけ(d)國際協調主義等の傾向において進歩的契機をしめしてゐる。そして(b)は國際的異質の協調化(a・c)は對外的理想契機の實現(d)は國際的——多關連の解決方式たる意味をもつ。その後のおもな政策的表明はつぎの諸表現に徴しえよう。

(一) F・ローズヴェルトの世界政策的構想——一九四一年五月廿七日「四つの自由」教書(とくに「何國も其住民に健全なる平和生活を保障すべき經濟的了解」・同年八月十四日「大西洋憲章」(とくに四「各國民の經濟的繁榮に要する原料入手および通商への機會均等賦與」、五「經濟的利益・個人的社會的安全保障のための各國民間の經濟分野における全的協力」、六「各國民の自國內安住と恐怖窮乏よりの救出を確保する平和の樹立」・一九四三年同憲章二周年記念聲明(とくに「各國の安全保障・勞働條件の改善・經濟的調整・民生保障を目的とする世界的規模における協力」の主張)・一九四四年一月十一日演説(とくに「(一)獨立・民生・道徳の保障(二)米國の國際的地位が世界における同様の權利實現に依存し、他國の生活水準向上はすなわち自國の向上」なることの認識)・一九四三年十月卅日モスコウ會談・同十二月一日カイロ會談・同日テヘラン會談の三者における同様の基調。¹⁵⁾

(二) ウォーレンスの副大統領當時の諸表明——一九四二年十二月廿八日「樞軸諸國改造論」(とくに「後進國工業化助成における帝國主義の排除・各國內の官民合同による完全雇傭と國民所得改善」の主張)・同三月十一日反孤立主義演説(とくに「他國民の發展と生活水準をたかめんとする米國の企圖はまた米國の發展の促進なり」との構想)¹⁵⁾等。

(三) サムナー・ウェルズの國務次官當時の諸表明——就中一九四一年七月廿二日「國際ニュー・ディール演説」(國際連盟の現状維持的崩壊にかわるべき新國際秩序創造の提案・各國民の經濟民生保障と原料入手の機會均等と軍備の國際的統制の構想)・一九四二年四月、戰後經濟演説・一九四二年五月八日「平和問題演説」(とくに清算制・特惠制・高關稅・經濟侵略にかわる

べき平和體制と互惠通商協定の國際協力・調整の含意¹⁵⁾等。

(四) ハルの國務長官當時の諸表明——一九三七年七月聲明は既述したが、互惠通商政策に附する諸表明(かりに一九三八年三月三十日轉輸¹⁶⁾や國務省名の「互惠通商協定計畫の一般的聲明」¹⁷⁾、一九四三年九月十二日外交演説——「各國資源の最有效なる活用に協力し、かつ健全なる國際關係維持の必要の限度で他國がこれに一定の要求權をもつことをみとめる、」との思想がある——に代表させよう)が注目される。

以上ニュー・デイル末期および戰爭期の政策を通觀して對外政策の左のような含蓄をみいだすであらう。

(一) スペンディング政策による産業助成・民生保障(雇傭・所得・労働條件・生活水準・個人安全等表現の差はともあれ)の立場の對外的期待、(二) デモクラチック・ナショナルリズムのインターナショナルリズムへの啓蒙接近、(三) 問題根因除去の思想における機動的調整・計畫化の主義、(四) 原料資源通商の機會均等・有効活用を重視する經濟的繁榮進歩の思想、(五) 經濟侵略帝國主義にかわる平和主義・國際協力體制の要請。——二・五は一多、一・三は同質化、四・五は理想の契機である。

これを過去の孤立主義的基調にくらべ、飛躍的な對外的關心と進歩性の登場に注目せざるをえない。(一・四)は經濟問題に関する新理念であるがこれらの新契機はそのうち戰時戰後世界政策に發展し今日の世界機構の理念にふくまれる。——いまや西半球政策——援將政策——援英政策は實は一本の世界政策である。中立・通商・對外金融等ニュー・デイルの對外政策いづれについても、米州——東洋——歐洲の地域的區別は米國外政上の對照をかならずしめしめさぬであらう。米國は地域的政策を通して世界政局につながる段階から、フロントドア・バックドア一體化して世界に通ずる民主主義の主體的な適用を各地方に要請する國際介入的段階に發展したのである。

註 (一) 都留重人「米國の政治及經濟政策」第三章。ニュー・デイルの經濟理論的相續については「ニュー・デイルの理

論的性格」(國際人昭和廿一年六月)參照。

- (2) 高木「現代米國の研究」三二頁以下。(“New Deal”の語は、E. ローズヴェルトの Progressivism に關する “Square Deal” の標語をトランスンンの “New Freedom” への改竄した結合である。風潮的背景をその注目をせよ。)
- (3) C. Beard, *The Idea of National Interest*, pp. 525—35.
- (4) A. E. Taylor, *The New Deal and Foreign Trade*, 1935, pp. 178. ウォーレンの通商政綱ではカナダほか計三十六ヶ國との「双務協定」が構想せられた (p. 208)。
- (5) たとえば前述ウォーレン「福軸諸國改造論」、ウィルキの一九四二年十月・十一月の歸朝演説等。ウィルキは米國を印度其他東方民族と英國の關係につき帝國主義植民制を批判した。
- (6) Benjamin H. Williams, *Foreign Loan Policy of the U. S.*, since 1933, 1939, p. 55; pp. 38—53.
- (7) J. S. Jones & D. P. Meyers, *Documents on American Fgn. Rel.* 1938—9, pp. 525; 1939—40, pp. 656, “Neutrality Act of 1939” 本文參照。A. W. Dulles, “Cash and Carry Neutrality,” *Fgn. Aff.*, Jan., 1940, pp. 179.
- (8) 横田喜三郎「アメリカ中立法の研究」(中村博士記念時局關係國際法外交論文集)三三二頁。
- (9) その經濟的影響については “Belligerency and U. S. Fgn. Trade”, *The Annals of A. A.*, Sept. 1940, pp. 102—129; Dulles, *Ibid.* 參照。
- (10) H. A. Steiner, *Principles and Problems of International Relations*, 1940, pp. 426—7. (Protection against abuse). 外務省調査局「アメリカ合衆國通商政策」(昭和十四年一月)二二頁。
- (11) 一九四三年五月通商協定法延長を議決の際、ホール・スパークスは「これは、ワグナー社會保險法とならんで知性的人道的原理である」としてこの理念を指摘した。

アメリカ對外政策の歴史的性情

一橋論叢 第十八卷 第一號

- (12) Raymond L. Buell, *The Hull Trade Program and The American System, 1939 (Conclusion)*,
 (13) World Peace Foundation, *Documents on Am. Fgn. Relations, 1938—39*, pp. 3—5.
 (14) A. Griswold, *Ibid.*, pp. 456—7.
 (15) 外務省調査局「米英戦後案の研究」四〇頁以下・同「米英蘇戦後對策の研究」六三頁以下・一九二頁以下。
 (16) World Peace Found., *Documents, 1938—9*, pp. 364.
 (17) World Peace Found., *Documents, 1938—9*, pp. 448.

四 戦時戦後對外政策の諸含蓄—デモクラシイ・インタナショナルの攻勢

九 ニュー・ディール末期の對外政策は、時局急迫とともに「臨戰外交」に轉移合流するにいたつた。その統制組織と訓練が、尨大な「再軍備計畫」や、中立法的道義的禁輸・シェパード・レイ法・資産凍結・通商條約廢棄等に展開した「經濟斷交政策」¹⁾や、中立法の參戰的改正・對外融資法・武器貸與法による「援英蔣政策」²⁾やの機動力發現に資したのである(一九四一年迄)。

戰爭外交にいつてからの諸動向は、便宜連合國諸會談に代表せしめうるであらう。大西洋憲章・華府廿六國宣言(一九四一年)をふくめて華府・クェベック・モスコウ・カイロ・テヘラン・アルタ・ダムバートン・オークス・桑港・ポツダム等諸會談は、戰爭指導と世界政策の展開をしめしている。それは同時に米國および世界によびかける戰後政策の確信でもあつてその基調は「民主主義の世界的確立」³⁾・連合國との協力體制の尊重繼續⁴⁾・戰後世界機構の形成・軍縮と軍國主義驅逐⁵⁾とゆう國際介入政策に要約することができる。

國內でも同傾向があらわれた。野黨たる共和黨も孤立傾向を脱し孤立派とみられていたヴァンデンバーグやホワイ
ト等は戦後國際協力決議案提出に轉じた。同黨國際協力派（スタッセン・ポール・ウイルクイ等）の世界組織的着想や戰
後諮問委員會 Postwar Advisory Council 聲明（一九四三年九月諸國間の侵略阻止・永久平和計畫への全面的協力を主張）
やマッキナイ憲章⁷⁾（一九四四年九月選舉前大會・平和機構計畫への全的參加を聲明）はその發展で、その結果はコナリイ決
議案（一九四三年十月・戦時および戦後の國際協力・國際組織への推進の方式を決議）をへて全議會の宣言となつた。行政部
では列國との共同運営にかゝる國際部門の諸機關が活動し、國務省は顧問・評議會のほか「戦後特別委員會」を一九
四〇年匆々から準備して（a）戦争終結（b）解放地域（c）平和安全機構（d）貿易爲替社會部門の國際組織の四委員
會による戦後案の研究をかさねた。終戦後のその發表は一般にいられている。一九四三年にはまた財務省からモルゲ
ンソー案、國家資源企畫局からは國內社會保障擴大等に關するワグナー・ミュレイ法案も議會に提出され、前者は一
九四四年ブレトン・ウッズ會議で最終決定となつた。商品貿易國際協力案は國務省委員會でクレイトン次官補を中心
に立案、最近「國際貿易機構案」として提議せられた。すべてこれらは上述三關連へのアメリカの新方式となりつつ
ある。

最近米國對外政策決定過程において、かような世論の基礎のうえに各方面の専門家の研究意見をとりにいれる事情が
いちじるしい。戦後問題についても基督教界の評議會や有力宗教人や、産業會議所會頭や大會社の指導者や、大學や
種々の研究團體⁹⁾や、諸方面の共同的・個人的立案がベックするところがあつた。これは、世界の現在過程の問題が高
度な専門性ある解決を要求するとうゆ根本的認識からの民主的能率的用意でもあるが、反面また米國對外政策の傳統

がわかく動的彈力的な段階にあることをものがたつてゐる。一般國民的關心も顯著であり、それはかれらの間に傳統化し生活化してゐる民主主義の世界的確立に關する道徳的確信となつた。

以上戰時對外政策を通過して顯著となつた點は、あのおもいきつた「再軍備・經濟斷交・武器貸與・對外融資・作戰共同」を綜合しての國際協力政策の登場である。それはニュー・デイルのスペンディング以來の發展であるが、傳統をここまで脱した國際協調は、戰時中の「United Nations」に具體化されながら現代國家の分立を超克した綜合的な機能的目的の連合社會もしくは國際協同體の様相をすらおもはしめた。目的的に國際的理想—現實の處理を、機能的に異質協調と同質化を、連合方式をもつて—多の綜合的把握をはかる。この點戰後のその發展がある。

十 つぎに戰後における主要政策についてやや詳細に對外經濟政策すなわち武器貸與・餘剩物資供與・戰時救濟・復興用貸付乃至借款・互惠通商協定・世界諸機構參加の面と一般政治政策の面とにわけて概観したい。

(一) まづ戰時中からの武器貸與は約四四九億八六百萬弗になつた(一九四一・三一四六・九。四五年九月打切までの國內譯は英二四六・四億ソ一・二・九六億佛二三・六七億華一五・六億弗。打切後も發註濟で引後のおくれたもの二一億一三百萬弗品別軍需品二五・一億礦物一〇億工業資材製品六六億食料五八億サービス五六億其他八億)。この勘定は結局一般國民消費物資の方は返濟されるが軍需品の方は相手國政府の所有に残され、米國政府はいつでも返還要求をなしうる權利を留保するにとゞめることに落着した。これは「共同の敵打倒にあたりうけたる利益の全幅的認識」にたつて、いわば戰爭協力への報酬として結局「請求をなさざること」¹⁰⁾とし後述經濟協定にうつした。

(二) 米國が戰爭遂行のため海外に用意した諸物資の餘剩分は戰後六四億七五百萬弗にのぼつた(工業資材施設一二

値自動車機軸資材一二億航空機施設八億船舶海運施設七億通信施設八億露地上施設六億其他)がいわば捨値の一四億九百萬弗で英佛印埃加比等諸國に引渡した。その他各國が對米支拂のため弗資金を借りていた合計は八億六六百萬弗におよびこの決濟も同然にした。

以上諸勘定の決濟は各國別に協定をもつてとりきめ既清算以外は借款に合流させる方向をとつてゐる。武器貸與の方は「新請求をなさざる」事實上の棒引であり、その國民一般消費分は低利の銷却借款とし現金拂を要せず、餘剩物資も捨値で相殺・現金債券拂以外は長期借款にくみこんだ。なお弗資金貸付分の合流もあり、かく戰時諸債權を採算をこえ處置したことは前大戰後の戰債問題の經驗をいかしたゆゑんであるが、また國內の利害異質を克服して、戰後世界に對する米國の指導力と責任の「認識」がなされ、對外政策を飛躍せしめた段階として注目をひくのである。

(三) つぎに戰時救濟に關しては、DNRRA (國際連合救濟復興局)・合同食糧委員會 (The Combined Food Board)・飢餓緊急對策委員會 (The Famine Emergency Committee) FAO (Food and Agricultural Organization) 萬國赤十字・國際難民救濟機關・私人等を通し三三億四二百萬弗(一九四六年まで)の一方的給附をなし今年も六億二千萬弗の支出豫算である。アンラのみをとつても食料衣類衛生材料農產物機械類におよぶ救濟額(卅六億六三百萬弗)の七五%を米國が負擔した。以上の救濟や武器餘剩物資提供による米國の非採算的一方的負擔合計五五五億をこえることになる。また右救濟機關の物資生産・輸出可能量・輸入必要量・飢餓事情等の綜合による世界を通じての全體計算・調整計畫の觀點は、いままでの國際貿易における個別的商人貿易的取引思想をこえ、いわばあたらしい「世界思惟」をならか鼓舞するものがあつた點、注目せられるのである。以上の諸點は既述戰時以來の國際的な機能協

同體的結合乃至目的社會的合一を、戦後再建設階においてさらに前進せしめようあるおもむきがある。

(未完)

註 (1) F. Johnston, "Trade With Belligerents"; T. A. Bisson, "American Trade and Japanese Aggression", in the Annals of Am. Ac., Sept. 1940 はこの問題の論策の一例である。

(2) 大西洋憲章二・三乃至六項・一九四一年一月六日大統領議會教書・國際連合憲章前文等。

(3) 大西洋憲章五、モスコウ四國宣言一・二・四・五、チヘラン會談三國宣言本文、國際連合憲章前文・第一章等。

(4) モスコウ四國宣言四、一九四四年ダニーストーン・オークス四國原案・一九四五年ヤルタ三國協定・同年十月廿四日サンフランシスコ會議の決定に於いた。

(5) 大西洋憲章八乃至六、モスコウ四國宣言七乃至六、ポツダム宣言四・六・七・九・十・十一等。

(6) 戦局進展とともに共和黨としても戦時對外方針表明の要求がおこり、この聲明となつたのであるが、その討議経過をみればやはり對外關係へのコミットメントを警戒する傾向がある。

(7) 内容は「(一)自國民の利益保持に牴觸すべき國際機構に對しては憲法をまもる、(二)戦禍をうけし地方の回復助力、(三)平和組織への全的参加」等であり國內的考慮にひかれている。

(8) 一原有常「米國戰時行政論」・同「米國戰時行政機構論」(とくに第二章二)参照。

(9) Carnegie Endowment for International Peace, American Academy of Political and Economic Science, Foreign Policy Association, Council on Foreign Relations, Institute of Pacific Relations, Brookings Institute, International Studies Conference 等の關係の研究立案のトキヨロである。

(10) 一九四五・一二・六「武器貸與・相互援助・過剩軍需品及戰時請求權決済協定ニ關スル米英共同覚書」第二條。

(11) 「世界週報」一三六一號十頁参照。New York Times Overseas Weekly, May 4, 1947, p. 3 "Transfer-Lend" 参照。